

【新型コロナウイルス感染症に対する基本対応方針】

(第6版 2020-10-07)

1. 感染予防

- ① 手指衛生（石けんによる手洗い、手指消毒）の徹底と手で眼、鼻、口に触れないことを意識する*1
- ② マスク着用、咳エチケット*2の徹底
- ③ 身体的距離（最低 1m）の確保

2. 健康管理

- ① 毎日、朝夕に自宅にて検温及び健康状態のチェックを行う。
- ② 発熱（37.5℃以上または平熱より 1℃以上高い場合）、咳などの軽い感冒様症状が出た場合は、大学に連絡の上、授業や仕事を休み自宅療養する（登学・登校停止、出勤停止）。自宅療養中は毎日体温と症状を記録する（記録紙1）。また、PCR 検査等の実施、入院など状況に変化があった場合にも大学に連絡する。症状の改善なければ③へ。
- ③ 次の様な症状が出た場合は、帰国者・接触者相談センター*3 に相談し、指示を仰ぐこと。原則、自宅療養（登学・登校停止、出勤停止）。
 - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合は必ず相談すること。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談すること。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様。)なお、高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方においては、次の場合に同様の対応とする。
 - ・ 発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
- ④ 症状の有無にかかわらず、濃厚接触者*5 と判断される場合は、帰国者・接触者相談センター*3 に相談し、指示を仰ぐこと。原則、自宅待機（登学・登校停止、出勤停止）。

3. 感染者*4、濃厚接触者*5 および感染疑い者*6 の取り扱いについて

- ① 感染者は、原則として発症後 14 日間かつ症状消失後 3 日以上経過した後、入院していた場合には退院時における主治医からの指示を参考として学校医（保健センター所長）及び所属長の判断により登学・登校停止、出勤停止を解除とする。
- ② 濃厚接触者は、原則として最後の接触から 14 日間（接触した日の翌日を 1 日目とする）の登学・登校停止、出勤停止とする。
- ③ 感染疑い者は、薬を服用しない状態で、症状消失後 48 時間が経過するまでは、登学・登校停止、出勤停止とする（症状消失日を 0 日として、3 日目から登学・登校、出勤が可能）。
- ④ 同居の家族が感染疑い者となった場合の取扱いは、保健センターに相談する。

4. 集会などについて

国や北海道の方針に沿って、制限を段階的に緩和していく。

会議は、引き続きオンライン会議を活用する他、十分な感染対策を行った上で実施する。
なお、参加者の多くが飛行機などの公共交通機関を利用し遠方から参加する場合は引き続き自粛を要請する。

備考

*1：感染者が咳、くしゃみを抑えた手でドアノブなどに触り、ウイルスが付着している可能性がある。それに触れることにより、手にウイルスが付着し、その手で眼などの粘膜に触れると感染する可能性が高くなる。

*2：個人が咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえること

*3：帰国者・接触者相談センター

札幌市保健所【受診相談】救急安心センターさっぽろ（24時間）：「#7119」または「011-272-7119」

旭川市保健所（8:45～21:00）：0166-25-9848

市立函館保健所（平日 8:45～17:30／土曜 8:45～12:00）：0138-32-1547

小樽市保健所：（平日 8:50～17:20）0134-22-3110／（土日祝 8:50～17:20）0134-22-3117

上記4市以外に居住の方は、

北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター（24時間）：0800-222-0018

*4：感染者：COVID-19が証明された方

*5：濃厚接触者：新型コロナウイルス感染症と確定した者でなおかつマスク等の感染予防措置が行われていない者と手で触れることのできる距離（目安として1m）で15分以上接触した者、気道分泌液（くしゃみ液、痰など）、体液、糞便などの汚染物に触れた者、その処理作業に携わった者、新型コロナウイルス感染者の診察、看護、介護した者。なお、濃厚接触の判断は各自で判断して差し支えない。また、迷った場合には保健センターへ相談すること。

*6：感染疑い者：感冒様症状（発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻水・鼻閉、頭痛、関節痛・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など）がある方

